

裁 決 書

審査請求人

平成27年1月28日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成26年12月22日付けで審査請求人に対し行った生活保護廃止処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成26年12月22日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）26条の規定により、生活保護廃止処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成27年1月28日、北海道知事（以下「審査庁」という。）に審査請求を行った

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、おおむね次のとおり主張している。

花の教室を再開するため、居住していたアパートを出て家賃が同額の借家に引っ越し、のためを考えて住民票を変更しないこととしたが、保護が廃止となったので不服である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]

[REDACTED]

(4) [REDACTED]

(5) [REDACTED]

(6) [REDACTED]

(7) [REDACTED]

(8) [REDACTED]

(9) [REDACTED]

## 2 判断

### (1) 法の規定等について

ア 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている（法第19条1項）。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

イ 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもってこれを被保護者に通知しなければならないとされている（法第26条）。

ウ 保護の実施機関は、要保護者が立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる（法第28条第4項）。

エ 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。

オ 被保護者は、保護の実施機関が第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示

をしたときは、これに従わなければならないものとされており、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができることとされている(法第62条第1項及び3項)。

(2) 原処分について

処分庁は、前記1(2)のとおり、請求人から転居を行う旨の申立てを受け、事前に家賃証明書及び賃貸借契約書を提出するよう指示したが、前記1(3)及び(5)のとおり、請求人世帯の居住実態を把握できず、前記1(6)及び(7)のとおり、請求人に対し電話連絡を試みたものの、電話が繋がらなかったことが認められる。また、処分庁は、前記1(3)及び(8)の状況によりガス及び水道の供給が停止となっていること、管理会社には鍵の受渡しが完了していることを確認した上で、居住実態が消滅したと判断し、原処分を決定している。

しかし、前記(1)アの二のとおり、居住地がないか、又は明らかでない場合であっても、所管区域内に現在地を有する者については保護を実施しなければならないこととされており、保護を廃止できる場合は、前記(1)ア、イ、ウ及びオのとおり、法第26条により保護を必要としなくなった場合、法第28条第4項により立入調査を拒否した場合、法第62条第1項及び第3項により指導指示に従わない場合及び法第19条第1項により所管区域外に転出した場合とされている。

本件についてみると、収入が増加したなどにより保護を必要としなくなったという事情は認められないことから、法第26条には該当せず、立入調査を拒否したという事実はないことから、法第28条第4項にも該当していない。また、指導指示に違反したという事実もないことから、法第62条第1項及び第3項にも該当しない。さらに、請求人から辞退届が提出されたという事実もない。

次に、所管区域外に転出した場合、当該所管区域内における保護は廃止となるが、前記1(8)のとおり、処分庁は、                    水道局からの「本州へ転出」との情報しか得ておらず、請求人の所在について、扶養義務者や関係機関に確認するなど、必要な調査を行っていない。そうすると、請求人が所管区域外に転出したことが保護の廃止の理由であるとするならば、処分庁は明確な根拠もなく請求人が転出したと判断したものと解されるから、原処分は不当な処分と言わざるを得ない。

また、保護を廃止できるのは、前記の理由による場合に限られていることから、処分庁がそれら以外の理由で保護を廃止したのであれば、違法な処分と言わざるを得ない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成30年9月25日

北海道知事 高橋 はるみ

